

# 名古屋短期大学履修規程

〔沿革〕

昭和 48 年 4 月 1 日制定、昭和 52 年 12 月 21 日一部改正、  
昭和 57 年 4 月 1 日一部改正、昭和 59 年 4 月 1 日一部改正、  
昭和 62 年 4 月 1 日一部改正、平成 3 年 4 月 1 日一部改正、  
平成 5 年 4 月 1 日一部改正、平成 6 年 4 月 1 日一部改正、  
平成 7 年 4 月 1 日一部改正、平成 8 年 4 月 1 日一部改正、  
平成 11 年 4 月 1 日一部改正、平成 14 年 4 月 1 日一部改正、  
平成 20 年 4 月 1 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日一部改正

## 第 1 章 総 則

(準拠)

第 1 条 この規程は、名古屋短期大学学則のうち履修に関する事項について、その運用の細則を定めることを目的とする。

## 第 2 章 授業科目と単位

(授業科目)

第 2 条 本学の授業科目は、別表のとおりとする。

(教育職員免許状及び保育士資格に関する科目)

第 3 条 授業科目に、教育職員免許法に基づく教職及び教科に関する科目、並びに児童福祉法施行規則に基づく保育士資格に関する専門科目をおく。

(授業科目と単位数)

第 4 条 各授業科目の単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 5 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(2) 演習科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

ただし、別に定める授業科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 実験、実習及び実技科目については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(4) 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習または、実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、前掲の各号の組み合わせに応じ、別に定める時間を持って 1 単位とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

### 第 3 章 授 業

(授業時間数)

第 6 条 授業時間数は、前期及び後期に、それぞれ 15 週、通年 30 週を原則とする。

(必修と選択)

第 7 条 授業は、各授業科目を必修科目と選択科目に分け、これを各年次に配当した教育課程により行うものとする。

### 第 4 章 教 育 課 程

(教育課程)

第 8 条 教育課程は、別表によるものとする。

### 第 5 章 履 修 方 法

(卒業の要件・在学年限)

第 9 条 学生は、2 年以上在学し、合計 62 単位以上を修得するものとする。

ただし、本学に在学しうる期間は、4 年を限度とし、休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(履修登録)

第 10 条 選択科目の履修にあたっては、教育課程より、履修科目を選び、履修登録票をもって教務課に届け出るものとする。

(履修登録期間)

第 11 条 履修登録期間は、各学期開始後 1 週間以内とし、届け出以後の変更は認めないものとする。

(教育職員免許状取得)

第 12 条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法に基づき、別表に掲げる単位を修得するものとする。

(保育士資格取得)

第 13 条 保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則に基づき、別表に掲げる単位を修得するものとする。

### 第 6 章 単 位 認 定 ・ 成 績

(単位の修得)

第 14 条 単位は、登録した授業科目を履修し、学期末試験において第 17 条の基準により合格と判定された場合に所定の単位を修得できるものとする。

(単位の認定)

第 15 条 単位の修得認定は、各学期末、通年科目にあつては学年末に教授会において行うものとする。

(単位認定要件)

第 16 条 登録の無い授業科目及び既に単位認定をした授業科目については、受験しても認定しないものとする。

(合否判定評価基準)

第 17 条 合否判定は、次のとおりとする。

成績	評価	判定
100-90 点	秀	合格
89-80 点	優	
79-70 点	良	
69-60 点	可	
59-0 点	不可	不合格

(GPA)

第 18 条 総合的な学習到達度は、GPA (グレードポイントアベレージ)によって表す。GPA とは、各授業科目 5 段階の成績評価に対応して 4~0 のグレードポイント (以下「GP」という) を付与して算出する 1 単位当たりの GP 平均値をいう。

2 GP は、次のとおりとする

成績	GP
秀	4
優	3
良	2
可	1
不可	0

3 GPA の対象科目は、100 点を満点として成績評価される全ての授業科目とする。

4 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPA の対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他大学等との単位互換等で修得した科目
- (5) 第 20 条に定める履修登録取消期間中に取り消した科目

(履修登録単位数の上限)

第 19 条 学生の適正な学修支援に資するために、GPA に基づいた学年又は学期毎の履修登録単位数の上限を定めることができるものとする。

(履修の取り消し)

第 20 条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取り消しは、各学期の授業開始後 6 週目の期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消

し期間以降においても履修を取り消すことができる。

(成績の通知)

第 21 条 認定された修得単位及び成績の通知は、成績通知票をもって行うものとする。

(成績の記録)

第 22 条 成績の記録は、第 17 条の基準により、秀・優・良・可の表示で学籍簿に記録する。

(追試験による単位認定)

第 23 条 追試験による単位の認定は、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 21 条および第 22 条に準拠する。

(再試験による単位認定)

第 24 条 再試験による単位の認定は、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 21 条および第 22 条に準拠する。

2 再試験による単位認定の評価は、第 17 条の規定にかかわらず、合格の成績を可とする。

## 第 7 章 試 験

(試験の実施時期)

第 25 条 試験は、原則として、半期の授業については学期末に、通年の授業科目は学年末に行うものとする。

(試験の方法)

第 26 条 試験の方法は、筆記、レポート、実技その他によるものとする。

(受験資格)

第 27 条 次の各号に該当する場合は、受験資格を失う。

(1) 当該授業科目の欠課が開講授業時数の 3 分の 1 を越えたとき。

(2) 選択科目にあつて当該授業科目の履修登録がされていないとき。

(定期試験)

第 28 条 定期試験は、次の各号により行う。

(1) 試験時間は、原則として 1 授業科目につき 90 分をあてる。

(2) 試験開始後 20 分を経過した入場は、認めない。

(3) 試験開始後 30 分を経過するまでの退場は、認めない。

(4) 受験資格の無い者の試験場への入場は、認めない。

(5) 試験場では、筆記用具及び許可されたもの以外使用できない。

(6) 受験生は、学生証を所持しなければならない。

(7) 試験時間割及び試験方法については、おそくとも試験開始日の 1 週間前に掲示する。

(追試験)

第 29 条 試験当日、やむを得ない事由により受験が不可能となった者は、願い出により追試験で単位を追認定することがある。

2 追試験受験資格者は、次の各号の一に該当する者で、当該の試験終了の日から 1 週間以内に追試験を願い出た者とする。

(1) 天災地変で当日出席が不可能となった者

(2) 疾病のため受験が不可能になり、試験実施までに教務課に連絡し、すみやかに医師の診断書を提出した者

(3) 就職試験のため受験不可能となり、試験実施までに申し出た者

(4) その他学長が認めた者

3 追試験を願い出る者は、所定の追試験願書に詳細に事由を記入のうえ教務課へ提出するものとする。

4 試験日時、場所、試験方法等は授業科目ごとに掲示する。

(再試験)

第 30 条 定期試験において不可と評価された授業科目について、願い出により、再試験で再評価することがある。

2 再試験受験資格者は、次のいずれにも該当しない者で、所定の期日までに再試験願を提出した者とする。

(1) 試験場において答案を提出せず又は棄権の意を表明した者

(2) 試験において不正行為のため答案を没収された者

3 再試験を願い出る者は、所定の再試験願書に所定記載事項を記入のうえ教務課へ提出するものとする。

4 試験日時、場所、試験方法等は授業科目ごとに掲示する。

(追・再試験の実施)

第 31 条 第 26 条、第 27 条でいう追試験及び再試験は、大学が指定する期間及び方法によって 1 回に限って行うものとする。

(不正行為)

第 32 条 試験中不正行為を行った者に対しては、当該受験科目を無効とし、教授会の議を経て無期停学の懲戒が行われる。

## 第 8 章 休学、復学、再入学、転入学、転科、退学、除籍及び復籍

(休学)

第 33 条 疾病その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上就学することのできない者は休学願を教務課に提出するものとする。

2 前項により受理した願いは、学長が休学を許可するものとする。

3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由のあるときは、さらに1年以内の延長を許可することがある。

(復学)

第 34 条 休学者であって、その事由が止んだものは復学願いを教務課へ提出するものとする。

2 前項により受理した願いは、学長が許可する。

(再入学・転入学又は転科)

第 35 条 本学に再入学・転入学又は転科を希望する者は、転入学等願書及び必要書類に検定料を添えて教務課に出願するものとする。

2 学長は審査の結果合格した者について教授会の議を経て入学又は転科を許可する。

(依願の退学)

第 36 条 疾病又はやむを得ない事由により退学しようとする者は、退学願を教務課に提出するものとする。

2 前項により受理した願いは、教授会の議を経て学長が許可する。

(除籍)

第 37 条 次の各号の一に該当するものは、除籍とする。

- (1) 在学期間を超えた者
- (2) 休学期間を超えてなお就学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 正当な事由なく授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (5) 在学中に死亡した者

(復籍)

第 38 条 「除籍」となっている者のうち、次の場合にあっては、直近の教授会の議を経て、「復籍」することができる。

- (1) 長期間にわたる行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合
- (2) 授業料等未納により除籍された者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

## 第 9 章 卒 業

(卒業)

第 39 条 卒業の要件を充たした者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定するものとする。

- 2 卒業の認定は、各学期末の単位認定の期日に行うものとする。

付 則

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

# 既修得単位等の認定に関する規程

( 沿 革 ) 平成 2 年 4 月 1 日 制 定  
平成 4 年 4 月 1 日 一 部 改 定  
平成 8 年 4 月 1 日 一 部 改 定  
平成 10 年 4 月 1 日 一 部 改 定  
平成 21 年 4 月 1 日 一 部 改 定

( 準 拠 )

第 1 条 この規程は、本学学則に基づき、他の大学等において修得した単位を本学において修得した単位として認定することについて必要な事項を定める。

( 認定の限度 )

第 2 条 本学において修得したものとみなすことのできる単位は、30 単位を限度とする。

( 認定の要件 )

第 3 条 既修得単位の認定は、次の各号によるものとする。

① 認定できる授業科目の範囲は、所属の学科における授業科目とする。

② 認定対象とできる授業科目は、本学の授業科目と同一又は類似のものとする。

③ 保育士養成に関わる科目の単位認定については、保育士養成施設において修得した科目について 30 単位を超えない範囲、指定保育士養成施設以外で修得した科目については基礎教育科目について 30 単位を超えない範囲で認定できるものとする。

( 認定の手続き )

第 4 条 既修得単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

( 転科者等の認定 )

第 5 条 転科者、再入学者並びに転入学者の既修得単位の認定は、本規程を準用する。ただし、特に教育有益と認められる場合は、第 2 条の定めにかかわらず 30 単位を超えて認定することができる。

( 委 任 )

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

# 名古屋短期大学転入学・再入学・転科規程

(沿革) 平成2年4月1日

平成3年4月1日

平成11年4月1日

平成17年4月1日

平成23年4月1日

## (準拠)

第1条 この規程は、本学学則に基づき転入学・再入学・転科に関することがらについて定めるものとする。

## (定義)

第2条 転入学とは、他の短期大学等を卒業又は中途退学し、本学の相当年次に入学することをいう。

2 再入学とは、本学を卒業又は中途退学し、本学の相当年次に入学することをいう。

3 転科とは、本学在学中に当該学科以外の学科に在籍学科を変更することをいう。

## (出願)

第3条 転入学・再入学・転科を希望する者は、願書等必要な書類及び検定料を所定の期日までに大学に提出しなければならない。

ただし、本学園の設置する学校からの志願者については、入学検定料を免除する。

## (審査)

第4条 転入学・再入学・転科を希望する者の審査は、筆記試験、面接及び書類審査により可否の判定を行うものとする。

## (入学等の許可)

第5条 学長は、前条による審査で合格と判断された者については、教授会の議を経て入学等を許可する。

## (授業料等)

第6条 転入学・再入学者の入学金及び授業料等納付金は、他の入学者と同額とする。

2 前項の規程にかかわらず再入学者の入学金を免除する。

3 転科者の授業料等納付金は、入学年度の額とする。

## (特例措置)

第7条 学長は、本学の社会的責任に照らし又は学生の指導上特別な事情があると判断される場合、特例措置として教授会の議を経て入学等を許可することができる。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

## 付 則

1. この規程は、平成23年4月1日より施行する。

# 転入学・再入学・転科に関する内規

沿革 平成 11 年 4 月 1 日制定

平成 12 年 2 月 23 日改正

平成 23 年 6 月 22 日改正

(準拠)

第 1 条 この内規は、名古屋短期大学転入学・再入学・転科規程に基づき必要な事項を定める。

(出願手続)

第 2 条 本学に転入学又は再入学を希望する者は、願書、志望理由書、在学又は卒業証明書、在学又は卒業大学等の成績証明書に検定料を添えて所定の期日までに教務課へ出願するものとする。

- 2 転科を希望する者は、願書、志望理由書、所属学科長の所見に検定料を添えて所定の期日までに教務課へ出願するものとする。なお、この場合には、出願に先がけ転科希望に至る事由を所属学科へ申し出て承諾を得るものとする。

(審査委員会)

第 3 条 転入学・再入学・転科の審査のために審査委員会を置き、教務委員会をもって充てる。

- 2 審査委員会は、各学科の意見をふまえ転入学等審査要綱を夏季休業前までに確定するものとする。

(審査)

第 4 条 転入学・再入学・転科の審査は、名古屋短期大学転入学等特別試験として行う。

- 2 筆記試験は、審査委員会が委嘱した各学科 1 名の出題委員が合議して作成した問題により実施する。
- 3 合否の判定は、筆記試験、面接、書類審査を総合して、当該学科の判断をふまえて審査委員会が行う。

(特例措置の要件及び審査)

第 5 条 第 2 条の定めにかかわらず、出願期日を過ぎて特別な事由により転入学等を希望する者は、必要提出書類等に加えて、その事由を証明する文書等を教務課に提出しなければならない。

- 2 教務委員会は特別な事由について審査を行い、特例措置として認める場合は、書類審査、面接等により合否の判定を行い、当該学科の了承を得て学長に審査結果を報告するものとする。
- 3 前項の審査に際して、当該学科長はこれに加わることができる。

(既修得単位の認定、在学年次及び在学年限の決定)

第6条 転入学者等が既に修得した単位は、教育上有益と認められる場合、本学既修得単位等に関する規程に基づき本学の単位として認めることができる。

2 前項の認定は、教務委員会の審査に基づき当該学科の承認を得て、教授会の議を経て学長が行う。

3 転入学等の在学年次及び在学年限は、教務委員会の検討に基づき当該学科の承認を得て、教授会の議を経て学長が決定する。

#### 付 則

この規程は、書類提出期日等出願手続の一部変更により改正し、平成23年6月22日から施行する。

# 名古屋短期大学科目等履修生規程

〔沿革〕 昭和 59 年 3 月 6 日より施行する。

昭和 63 年 3 月 8 日一部改定

平成 4 年 4 月 1 日一部改定

平成 7 年 2 月 22 日一部改定

平成 8 年 9 月 17 日一部改定

平成 11 年 2 月 24 日一部改定

(準拠)

第 1 条 この規程は、本学学則に基づき、科目等履修生に関する必要な事項について定める。

(履修の許可)

第 2 条 本学が指定する授業科目のうち、履修を志願する者があるときは、当該学科の教育に支障のない限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生の入学資格については、本学学則の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合、男子の入学を許可することができる。
- 3 教員免許状取得または保育士資格取得の目的をもつ科目等履修生の入学資格については、第 1 項の規定にかかわらず短期大学(保育士資格取得の場合は保育士養成所)を卒業した者とする。

(入学期日)

第 4 条 科目等履修生の入学期日は、毎学期の始めとする。

(在学期間)

第 5 条 科目等履修生の在学期間は、履修科目の開講学期とする。

(出願手続)

第 6 条 科目等履修生として入学しようとする者は、次の手続により出願するものとする。

(1) 出願期間

1 月 1 5 日から 3 月 3 1 日まで(土曜・日曜除く)

9 月 7 日から 9 月 3 0 日まで(土曜・日曜除く)

(2) 提出書類

① 入学願書

② 卒業証明書(最終学歴のもの、写し可)等入学資格を証明するもの

(3) 入学検定料

本科入学検定料の半額

(授業料)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、授業料（1単位につき10,000円）を指定の期日までに納付しなければならない。

2 「教育実習」「保育実習」の履修者は、実習謝礼費を納入しなければならない。

(単位の授与)

第8条 科目等履修生は、履修した科目につき試験を受けることができる。

2 試験に合格した科目について、単位取得証明書を発行する。

(委任)

第9条 科目等履修生については、本規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。

## 付 則

(施行期日)

1 この規定は平成11年2月24日より施行する。

(本学園在学学生及び本学卒業生並びに科目等履修生を継続する者に関する特例)

2 第6条1項..の規定にかかわらず、本学園在学学生及び本学卒業生並びに科目等履修生を継続する者については、次の通りとする。

①本学（専攻科含む）在学学生並びに桜花学園大学在学学生については、入学願書を除く提出書類及び入学検定料、授業料を免除する。

②本学卒業生については、授業料等を徴収し、入学検定料並びに入学願書を除く提出書類を免除する。

③科目等履修生を継続する者については、入学願書を除く提出書類並びに入学検定料を免除する。

(「教育実習」または「保育実習」を履修しようとする者に関する特例)

3 「教育実習」または「保育実習」を履修しようとする者は、第6条第1項.及び.の規定にかかわらず、出願期間は前年度の9月7日から9月30日までとし、提出書類に健康診断書を加え、提出するものとする。

(実習謝礼費)

4 第7条2項の実習謝礼費は、実費を徴収する。本学卒業生及び専攻科在学学生については、実習謝礼費を免除する。

(納入金の返還)

5 既納の入学検定料、授業料等については、原則として返還しない。

# 名古屋短期大学研究生規程

(沿革) 平成8年2月21日制定

平成12年10月25日改正

(準拠)

第1条 この規程は、学則に定めるもののほか研究生に関する事柄について定める。

(定義)

第2条 研究生とは、特定課題について指導教員のもとで、指導を受ける者をいう。

(資格)

第3条 研究生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

①短期大学または大学を卒業した者

②本学において、前号と同等以上の資格または学力があると認められる者

(出願及び審査)

第4条 研究生として入学しようとする者は、所定の願書及び検定料（本科入学検定料の半額）を添えて次の期日までに提出しなければならない。

ただし、本学園の設置する学校からの志願者については、入学検定料を免除する。

在籍希望期間	提出期日
1年又は前期	3月末日
後期	9月末日

2 前項において出願のあった者の審査方法は、科目等履修生規程の定めに準ずる。

(許可)

第5条 学長は、前条による審査で合格と判断された者については、教授会の議を経て、入学を許可する。

(入学期日)

第6条 研究生の入学期日は、学期のはじめとする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、学期を単位とし1年以内とする。

ただし、特別の事情がある場合には延長を認めることがある。

(授業)

第8条 研究生は、指導教員のもとで指導を受け、指導教員の判断により、教育に支障の無い範囲で授業を聴講することができる。

ただし、この場合の聴講授業科目の単位認定はできないものとする。

(授業料等)

第9条 研究生として入学を許可された者は、授業料（1学期 30,000 円、通年 60,000 円）を指定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の入学検定料及び授業料は、原則として返還しない。

(委任)

第10条 研究生については、本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 付 則

1. この規程は、「授業料等収納規程」（平成 14 年 4 月 1 日施行）の改定を受けて、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

## 名古屋短期大学 継続履修に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、本学学則第26条にもとづいて休学する学生が、休学前に履修していた通年科目について、復学年度の後期に引き続き履修する場合（以下「継続履修」という）に関する事項を定める。

### (継続履修願)

第2条 継続履修を希望する学生は、休学を願い出る際に、当該履修科目の継続履修願を授業科目担当者及び学科の承諾を得て学長に提出しなければならない。

### (継続履修登録)

第3条 継続履修願を提出した学生は、復学年度の所定の期日までに願い出にもとづいた継続履修登録を行うことにより、継続履修することができる。

ただし、復学年度において、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- (1) 継続履修を願い出た授業科目が開講されていない場合
- (2) 継続履修を願い出た授業科目が時間割上重複した場合
- (3) 授業内容が著しく異なる場合

### (評価)

第4条 継続履修願が認められた授業科目の担当者は、その科目の前期の評価をしなければならない。

### 附則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 名古屋短期大学 GPA 制度および履修登録単位数の上限制度に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、名古屋短期大学履修規程（第18条～20条）に従い、名古屋短期大学（以下「本学」）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）に基づく履修登録上限単位数について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目5段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

(1)100点を満点として成績評価されるすべての授業科目

(2)本学在学中に、他の大学及び短期大学等において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む）において学修した成果・履修した授業科目であって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ第1号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPAの対象から除く。

(1)転入学した際の単位認定科目

(2)本学入学前に修得した単位認定科目

(3)他大学等との単位互換等で修得した科目

(4)第6条に定める履修登録取消期間中に取り消した科目

### (成績評価およびGP)

第3条 成績評価並びにGPは、次のとおりとする。

成績	GP
秀 (AA)	4
優 (A)	3
良 (B)	2
可 (C)	1
不可 (F)	0
取消 (W)	GP 対象外

### (GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

(1) 学期GPA = (当該授業科目のGP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数)の合計  
／当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(2) 通算GPA = (入学時からの当該授業科目のGP × 履修登録した授業科目の単位数)の合計  
／入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(履修登録単位数の上限)

第5条 本学の学生が、1年間に履修登録できる単位数は、次のとおりとする。

保育科

- (1) 前年度までの通算 GPA が 3.0 以上の場合の上限単位数 65
- (2) 前年度までの通算 GPA が 2.5～2.9 の場合の上限単位数は 63
- (3) 前年度までの通算 GPA が 2.0～2.4 の場合の上限単位数は 61
- (4) 前年度までの通算 GPA が 2.0 未満の場合の上限単位数は 59
- (5) 新入学生、転入学生の上限単位数は 59

2 学外実習科目、集中講義科目は履修登録単位数の上限に含まない。

英語コミュニケーション学科

- (1) 前年度までの通算 GPA が 3.0 以上の場合の上限単位数 60
- (2) 前年度までの通算 GPA が 2.5～2.9 の場合の上限単位数は 58
- (3) 前年度までの通算 GPA が 2.0～2.4 の場合の上限単位数は 56
- (4) 前年度までの通算 GPA が 2.0 未満の場合の上限単位数は 54
- (5) 新入学生、転入学生の上限単位数は 50

2 学則別表 3 に定める科目（教育職員免許法施行規則に定める授業科目）、学外実習科目、職業教養講座科目、集中講義科目は履修登録単位数の上限に含まない。

現代教養学科

- (1) 前年度までの通算 GPA が 3.0 以上の場合の上限単位数 64
- (2) 前年度までの通算 GPA が 2.5～2.9 の場合の上限単位数は 62
- (3) 前年度までの通算 GPA が 2.0～2.4 の場合の上限単位数は 60
- (4) 前年度までの通算 GPA が 2.0 未満の場合の上限単位数は 58
- (5) 新入学生、転入学生の上限単位数は 58

2 学外実習科目、研修科目、職業教養講座科目、集中講義科目は履修登録単位数の上限に含まない。

専攻科保育専攻

- (1) 前年度までの通算 GPA が 3.0 以上の場合の上限単位数 72
- (2) 前年度までの通算 GPA が 2.5～2.9 の場合の上限単位数は 72
- (3) 前年度までの通算 GPA が 2.0～2.4 の場合の上限単位数は 70
- (4) 前年度までの通算 GPA が 2.0 未満の場合の上限単位数は 68
- (5) 新入学生の上限単位数は 42

2 学外実習科目、集中講義科目は履修登録単位数の上限に含まない。

専攻科英語専攻

- (1) 前年度までの通算 GPA が 3.0 以上の場合の上限単位数 60
- (2) 前年度までの通算 GPA が 2.5～2.9 の場合の上限単位数は 58
- (3) 前年度までの通算 GPA が 2.0～2.4 の場合の上限単位数は 56
- (4) 前年度までの通算 GPA が 2.0 未満の場合の上限単位数は 54
- (5) 新入学生の上限単位数は 50

2 学外実習科目、集中講義科目は履修登録単位数の上限に含まない。

(履修の取り消し)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取り消しは、各学期の授業開始後 6 週目の期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第7条 不合格 (F) と判定され、後に再履修等によって合格となった場合は、新たな学習成績を

その科目の成績とする。

(GPA の開示)

第 8 条 GPA の学生への開示は、学期 GPA 及び通算 GPA とする。

(GPA データの提供及び活用)

第 9 条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として GPA データの提供を希望する場合は、各学科長に申し出るものとする。

2 各学科長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPA に係る各種資料を提供するものとする。

附則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年度入学者から適用する。

# 名古屋短期大学学位規程

平成 17 年 11 月 30 日制定

(準拠)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条及び名古屋短期大学学則(以下「学則」という。)第 31 条の規定に基づき、名古屋短期大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定める。

(付記する専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学 科 名	付記する専攻分野名
保 育 科	保 育 学
英語コミュニケーション学科	英 語
現 代 教 養 学 科	現 代 教 養

(学位授与要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 31 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「名古屋短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行し、平成 17 年 3 月 16 日から適用する。

## 名古屋短期大学 成績取扱要領

### (趣旨)

- 1 この要領は名古屋短期大学履修規程に基づき、本学で実施する授業に係る成績の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (成績通知)

- 2 授業担当教員から報告された成績は、各学期の指定された成績発表日に公開することをもって受講学生への通知とする。受講学生は成績発表日以降速やかに各自でその内容を確認しなければならない。なお、事情により成績発表日に公開できなかった成績および追試験、再試験の成績については、成績発表日以降に公開した旨を受講学生に通知し、当該授業の成績はその日を成績発表日とする。

### (成績の照会)

- 3 受講学生は、前項により確認した成績について、内容に質問がある場合は成績発表日を含め3日以内（日曜・授業の無い祝日は含まない）に教務課へ学生自身が直接申し出て「成績確認依頼書」を提出することとする。

### (成績の確認)

- 4 教務課は、前項により提出された「成績確認依頼書」を授業担当教員へ転送することとする。授業担当教員は、原則3日以内に評価の経緯を「成績確認依頼書」の回答欄に記載して教務課へ提出し、教務課は当該学生へその内容を報告するものとする。なお、授業担当教員は確認した結果、評価変更の必要がある場合は教務課へ成績の修正報告することとする。

### (その他)

- 5 この取扱要領の運用において、受講学生と授業担当教員間に問題が生じた場合は、教務委員会が対応することとする。また、この取扱要領に定めるもののほか、成績報告に係る事項は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が決定することとする。

(2016年2月17日制定 2016年4月1日施行)

# 成績確認依頼書

様

下記のとおり、成績について質問がありますので、確認をお願いいたします。

学科	学年	学籍番号	氏名
科目名			
確認事項			
成績発表日	平成	年	月 日
依頼書提出日	平成	年	月 日

回答	
回答者氏名 ⑩	
回答日	平成 年 月 日

※ 受講学生は、成績発表日を含め 3 日以内（日曜・授業の無い祝日を含まない）に教務課へ提出すること。

※ 内容は具体的に記入すること。

※ 担当教員は、原則 3 日以内に回答を作成し、教務課へ提出すること。

# 桜花学園大学との単位互換に関する協定について

桜花学園大学と本学との協定により、双方の大学の授業科目を履修し、単位を認定することを認めあうこととしています。その内容は次のとおりです。

(受入れ)

第1条 桜花学園大学に在学する学生が、名古屋短期大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、名古屋短期大学長は当該学生を受け入れることができる。

2 名古屋短期大学に在学する学生が、桜花学園大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、桜花学園大学長は当該学生を受け入れることができる。

(協定による科目等履修生)

第2条 両大学は、前条により受け入れた学生を「協定による科目等履修生」として取り扱う。

(履修期間)

第3条 協定による科目等履修生の期間は、1年以内とする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第4条 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、その都度協議する。

(学生数)

第5条 両大学の受け入れる学生数は、正規の学生の履修に支障をきたさない範囲とする。

(受入れ手続)

第6条 協定による科目等履修生の受入れ手続は、双方の科目等履修生に関する規程に準じて行うものとする。

(単位の授与等)

第7条 協定による科目等履修生の履修方法、単位授与等については、受入れ大学の学生の場合と同様とする。

(授業料等)

第8条 両大学が受け入れる協定による科目等履修生の授業料等は徴収しないものとする。

## 附 則

1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。

2 それぞれの大学において協定の内容を改めようとするときは、再度協議するものとする。